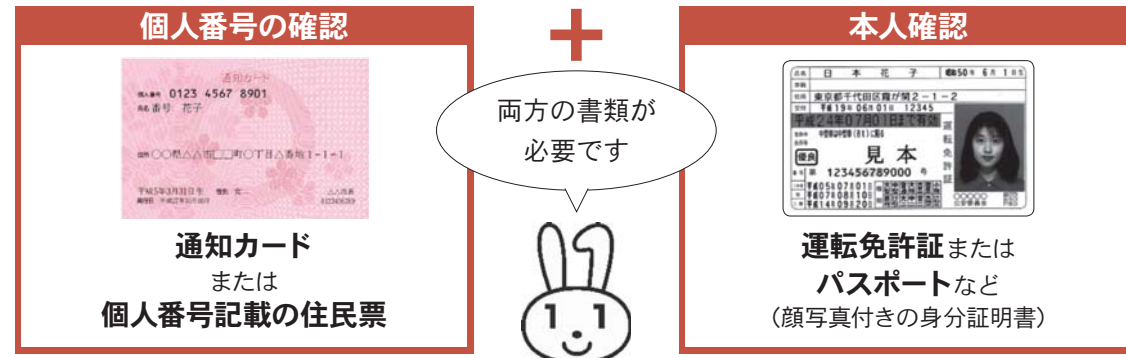


今月から個人番号の利用が始まります

■企画課情報広報係【☎ 028(677)6099】

個人番号の確認および本人確認の方法

手続きの際、通知カードと写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。



※通知カードをお持ちでない場合、個人番号記載の住民票（300円）を取得していただくこともあります。

※顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、以下の書類を2点以上提示してください。（被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書）

➡ 個人番号カードなら、1枚で個人番号の確認および本人確認ができます。また、今月末開始予定の、証明書のコンビニ交付サービスを利用できます。

個人番号カード交付までの流れ

■住民課住民戸籍係【☎ 028(677)6014】

- ① 個人番号カードの取得を希望する人は、申請してください。申請方法は、通知カードに同封されていたパンフレットをご確認ください。
- ② 個人番号カードを申請した人には、カードの準備が出来次第、「交付通知書」を郵送します。
- ③ 次の書類をお持ちになり、「交付通知書」に記載された期限までに、ご本人が役場の住民課窓口にお越しください。□交付通知書 □通知カード □本人確認書類（注） □住民基本台帳カード（お持ちの方のみ） □印鑑登録証（印鑑登録をしている方のみ）
（注）顔写真付き身分証明書（運転免許証、パスポート等）1点 ※お持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、社員証、学生証等から2点
- ④ 住民課窓口で本人確認のうえ、暗証番号を設定していただくことにより、個人番号カードが交付されます。暗証番号はあらかじめ考えておいてください。

◇署名用電子証明書の暗証番号
英数字6文字以上16文字以下
（英字は大文字のAからZまで、数字は0から9まで利用でき、いずれも1つ以上が必要）
※電子申請（e-Tax等）で使用します。

◇利用者証明用電子証明書
◇住民基本台帳事務用アプリ
◇券面事項入力補助用アプリ
の暗証番号
数字4桁（同じ暗証番号を設定することも可能）
※コンビニ交付サービスで使用します。

今月から、社会保障や税の手続きで、個人番号（マイナンバー）の利用が始まります。個人番号が必要になる主な手続きは、次の表のとおりです。

個人番号が必要になる手続き（主なもの）

	手続き	問い合わせ
住民課	・転入、転居、転出等の住所の異動 ・氏名等の変更	住民戸籍係 ☎ 028(677)6014
	・国民健康保険（被保険者の資格取得届、被保険者証の再交付申請、高額療養費の支給申請など） ・後期高齢者医療（同上）	国保年金係 ☎ 028(677)6038
健康福祉課	・児童福祉（障害児福祉手当の支給申請や現況届など） ・障害者福祉（自立支援医療費の支給や障害者手帳の交付申請など） ・生活保護（申請など） ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当（認定請求、現況届など） ・医療費助成（こども / 重度心身障害者 / 妊産婦 / ひとり親）	福祉係 ☎ 028(677)1112
	・母子保健（妊娠届、未熟児養育医療）	健康係 ☎ 028(677)6042
高齢者支援課	・介護保険（被保険者証の交付申請、要介護認定の申請、高額介護サービス費の支給申請など）	介護保険係 ☎ 028(677)6015
	・固定資産税（償却資産に関する申告など） ・軽自動車税（減免の申請など）	資産税係 ☎ 028(677)6078
税務課	※住民税申告書などは、今年2月～3月に行う確定申告においては不要です。	町民税係 ☎ 028(677)6013
都市計画課	・町営住宅（申請など）	都市計画係 ☎ 028(677)6020
こども育成課	・就学援助（申請など）	学校管理係 ☎ 028(677)1414
	・子ども子育て支援（保育所入所申し込みなど）	児童保育係 ☎ 028(677)6024

上記の手続きでは、個人番号を申請書等に記入する必要があります。同時に、「個人番号の確認」および「本人確認」を行います。

